

令和5年度 中泊町 幼稚園・保育所・認定こども園 利用のご案内



中泊町福祉課福祉係
(令和5年4月1日現在)

○初めて申込みをする方 → 1 ページから順にお読みください。

○すでにこども園等を利用中の方（継続手続きについて）

・教育認定で申込み方 → 5、8 ページをお読みください。

・保育認定で申込み方 → 7～8 ページをお読みください。

も く じ

1. こども園等の利用について	1
(1) 教育・保育施設等の種類	1
(2) 教育・保育給付認定について	1
(3) 広域入所について	2
2. 利用者負担額等について	4
(1) 保育料（利用者負担額）について	4
(2) 副食費（給食のおかず代）について	4
3. 幼稚園・保育園・こども園等の利用手続き	5
(1) 申込みから利用までの流れ	5
(2) 申請に必要な書類等	5
A. 教育認定希望の提出物（新規、継続）	5
B. 保育認定希望の提出物（新規申込み）	6
C. 保育認定希望の提出物（継続）	7
(3) 利用申込みの受付期間	8
4. 中泊町内の教育・保育施設	9
5. もっと詳しく知りたい方へ	10
(1) 幼児教育・保育の無償化について	10
(2) 保育を必要とする理由と認定期間について	11

1. こども園等の利用について

(1). 教育・保育施設等の種類

①幼稚園等

幼稚園、認定こども園の教育部分を指します。小学校入学前の教育を行います。満3歳以上の子どもであれば利用できますが、預けられる時間は保育所等より短くなります。保護者が仕事をしているかどうか等に関係なく利用できます。

②保育所等

保育所、認定こども園の保育部分を指します。仕事等のために子どもを家庭内で保育することができない保護者に代わって、子どもを保育します。そのため、利用には保護者が働いていること等の証明が必要です。中泊町内のこども園では、生後8週を過ぎた子から利用できます。

(2). 教育・保育給付認定について

①教育・保育給付認定とは

幼稚園や保育所、認定こども園などを利用するためには、町に申し込み、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

② 認定の種類

種類	条件	保育必要量	基本的な利用時間		利用できる施設
教育認定	満3歳以上	標準時間 または 短時間	午後2時まで		幼稚園・認定こども園
保育認定	満3歳以上 で保育希望		標準時間	午前7時 ～午後6時	保育所・認定こども園
	満3歳未満 で保育希望	短時間	午前8時 ～午後4時		

③ 認定の判断

子どもの年齢	3～5歳		0～2歳	
家庭での保育	できる	できない	できる	できない
認定区分	教育認定 (1号認定)	保育認定 (2号認定)	認定を受けることはできません	保育認定 (3号認定)

※2号認定子どもは、希望すれば1号認定とすることが可能です。

④保育を必要とする理由について

保育認定を受けるためには、子どもの保護者がそれぞれ下の表にある「保育を必要とする理由」のいずれかに当てはまらなければなりません。

父と母が子どもを育てている場合、2人とも当てはまる必要があります。

例：父も母も仕事をしている → ○

父は仕事、母は専業主婦で就職活動もしていない → 原則×

保育を必要とする理由	仕事をしている（月48時間以上）
	育児休業中である（認定を受けたい子の弟・妹が産まれた）
	出産予定（出産予定日8週前の属する月の初日から該当）
	大学等へ通学または職業訓練を受けている（通信教育は×）
	介護や看護をしている
	災害復旧活動をしている
	病気・けがの療養中または障害がある
	就職活動中（認定期間は90日まで）

さらに詳しい説明→ 11ページへ

⑤保育の必要量について

保育認定を受ける方は、「保護者の労働時間」や「保育が必要な理由」により、利用できる時間が下の表のようになります。

保育を必要とする理由	保育標準時間 （基本的な利用時間は 午前7時から午後6時まで）	保育短時間 （基本的な利用時間は 午前8時から午後4時まで）
仕事をしている （就労）	労働時間が月120時間以上	労働時間が月120時間未満
疾病・障害、介護・ 看護、災害復旧、就 学・職業訓練、育児 休業	○	希望すれば○
就職活動中（求職）	×	○（90日まで）
その他	状況により標準時間または短時間認定となります	

※ 就労の場合、労働時間が月120時間未満であっても、短時間保育の時間外に働く場合は、標準時間認定とすることができます。

例：業務開始時間が午前7:30の場合など

(3). 広域入所について

広域入所とは、住民登録をしている市町村以外の場所にあるこども園等を利用することをいいます。

五所川原市など町外のこども園に入所を希望する場合でも、子どもと保護者が中泊町に住民登録をしていれば、中泊町役場に申し込みをします。

※町外の施設利用については、その施設がある市町村の住民が優先されます。例えば、五所川原市にあるこども園は、申込みの順番にかかわらず、五所川原市民の入所が優先されます。



2. 利用者負担額等について

(1). 保育料（利用者負担額）について

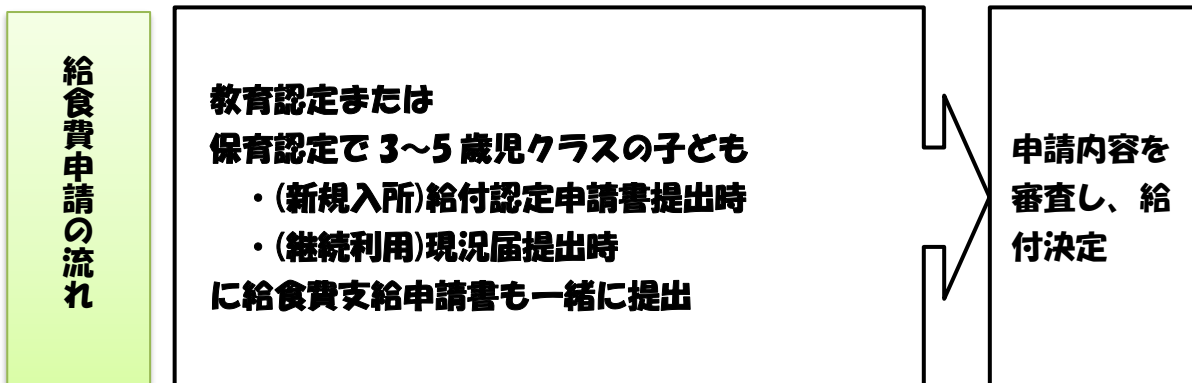
中泊町が認定した子どもの保育料は全員無料です。

(2). 副食費（給食のおかず代、おやつ代）について

中泊町に申請をすれば無料になります。

教育・保育給付認定申請に加え、「中泊町教育・保育に係る給食費支給申請書」により申請が必要です。継続利用の方も1年ごとに申請が必要です。

- 申請が必要な子ども…教育認定、保育認定で3～5歳児クラスの子ども
- 申請書の提出時期…新規入所申込み時 または 現況届提出時(継続入所の子ども)

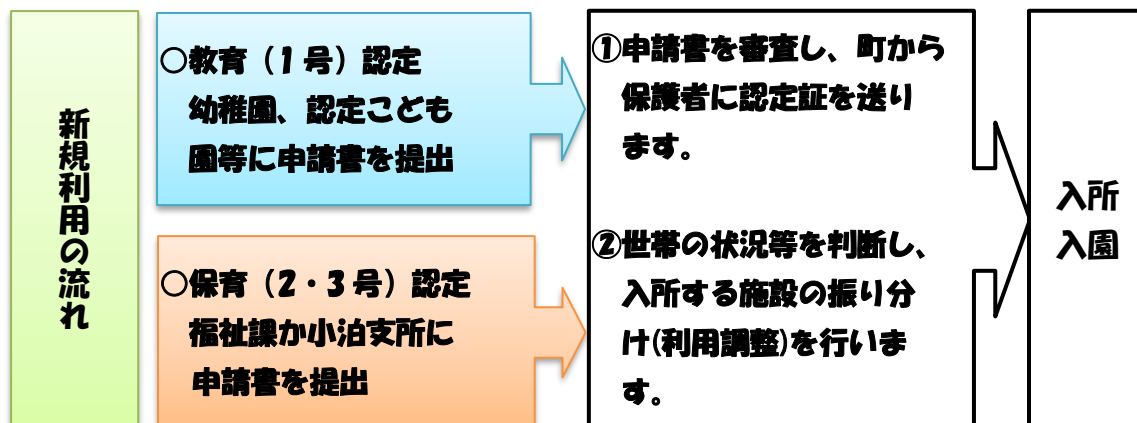


！給食の主食費（ご飯代）は、無料になりません。 詳しい説明 →10 ページへ
施設により対応が異なるため、利用を考えている園へお問い合わせください。



3. 幼稚園・保育園・こども園等の利用手続き

(1). 申込みから利用までの流れ



(2). 申請に必要な書類等

申請書は、子ども1人につき1枚提出してください。

A. 教育認定希望の提出物（新規、継続）

提出先は利用を希望するこども園です（役場福祉課または小泊支所でも可）。

広域入所の場合は役場または小泊支所へ提出してください。

- ① 教育・保育給付認定(現況届)申請書兼こども園等入所申込書

※副食費（給食費のおかず代）の無料化を希望する方

- ② 中泊町教育・保育に係る給食費支給申請書

※同じ世帯に身体障害手帳等の交付を受けている人がいる場合

- 障害者手帳、療育（愛護）手帳等のコピー

教育認定で施設を利用する方へのお願い

下記のような場合は変更申請書の提出が必要となります。早めに役場福祉課へご連絡ください。

(例)

- ・ 父母どちらかの死亡や離婚などにより世帯構成が変わったとき
- ・ 同じ世帯の方が新たに障害者手帳等の交付を受けたとき

B. 保育認定希望の提出物（新規申込み）

提出先は役場または小泊支所です。

- ① 教育・保育給付認定(現況届)申請書兼こども園等入所申込書
- ② 保育の必要性を証明する書類・・・下の表から当てはまるものを提出

※3～5歳児クラス利用で、副食費（給食のおかず代）の無料化を希望する方

- ③ 中泊町教育・保育に係る給食費支給申請書

※令和4年1月1日以降に中泊町へ転入した方

- ④ マイナンバーが確認できるものまたは所得課税証明書
(同居・別居問わず保護者全員分)

保育を必要とする理由	提出する書類	
就労、育児休業	就労証明書(育児休業の場合は、休業期間の記入が必要)	
出産予定	就労以外で 保育を必要とする 理由書	母子手帳のコピー(保護者名と出産予定日記載部分)
病気療養・障害		診断書、障害者手帳の写し等
介護・看護		診断書、介護認定結果通知書、介護保険被保険者証等
大学等への就学、職業訓練		学生証、在学証明書等
災害復旧		被災証明書等
就職活動(求職)		ハローワーク受付票等のコピーと誓約書兼求職活動報告書

〔提出物の例〕

例1 子どもの父母が共働き

- 1 教育・保育給付認定(現況届)申請書兼こども園等入所申込書
- 2 就労証明書 2通 (父母それぞれの職場から証明をもらってください)

例2 ひとり親家庭で仕事をしており、令和4年11月にA市から中泊町に転入

- 1 教育・保育給付認定(現況届)申請書兼こども園等入所申込書
- 2 就労証明書
- 3 マイナンバーが確認できるもの または A市が発行した所得課税証明書

例3 父は働いており、母は2か月後に第2子出産予定

- 1 教育・保育給付認定(現況届)申請書兼こども園等入所申込書
- 2 就労証明書 1通
- 3 就労以外で保育を必要とする理由書
- 4 母子手帳のコピー

C. 保育認定希望の提出物（継続）

提出先は利用中のこども園です（広域入所を除く）。

ただし、継続と新規の子がいる場合は役場または小泊支所へ提出してください

- ① 教育・保育給付認定(現況届)申請書兼こども園等入所申込書
- ② 保育の必要性を証明する書類・・・下の表から当てはまるものを提出

※3～5歳児クラス利用で、副食費（給食のおかず代）の無料化を希望する方

- ③ 中泊町教育・保育に係る給食費支給申請書

保育を必要とする理由	提出する書類	
就労、育児休業	就労証明書(育児休業の場合は、休業期間の記入が必要)	
出産予定	就労以外で 保育を必要とする 理由書	母子手帳のコピー(保護者名と出産予定日記載部分)
病気療養・障害		診断書、障害者手帳の写し等
介護・看護		診断書、介護認定結果通知書、介護保険被保険者証等
大学等への就学、職業訓練		学生証、在学証明書等
災害復旧		り災証明書等
就職活動（求職）		ハローワーク受付票等のコピーと誓約書兼求職活動報告書

【提出物の例】

例1 子どもの父母が共働き

- 1 教育・保育給付認定(現況届)申請書兼こども園等入所申込書
- 2 就労証明書 2 通（父母それぞれの職場から証明をもらう）

例2 父は働いており、母は就職活動中。子ども 2 人が認定こども園利用中

- 1 教育・保育給付認定(現況届)申請書兼こども園等入所申込書 2 通（こども 2 人分）
- 2 就労証明書 1 通（父の職場から証明をもらう）
- 3 就労以外で保育を必要とする理由書
- 4 ハローワーク受付票等のコピーと誓約書兼求職活動報告書

保育認定で施設を利用する方へのお願い

下記のような場合は、変更申請書の提出が必要となります。早めに役場福祉課へご連絡ください。

○変更申請書の提出が必要な例

- ・父母どちらかの死亡や離婚などにより世帯構成が変わったとき
- ・保護者が就職・転職・退職したとき など

(3). 利用申込みの受付期間

令和5年度の申込み受付期間は以下のとおりです。

- ① 令和5年4月から施設利用を希望する方の申込み受付期間

令和4年12月9日(金)から令和5年1月20日(金)

- ② 令和5年5月以降に施設利用を希望する方

入所希望日の15日前までに申請書を提出してください

※施設の利用開始後の変更申請については、②と同様に原則変更予定日の15日前までに申請書を提出してください。

※締切日以降に、緊急に申請が必要になった場合は、役場福祉課にお問い合わせください。



4. 中泊町内の教育・保育施設

中泊町内の施設は、社会福祉法人が運営しています（私立）

○中里こども園 運営：(福)みちのく会

所在地	中里字紅葉坂 27-1	電話番号	57-2057
定員	110人	開所時間	午前7時～午後7時
バス送迎	大沢内・八幡・深郷田・尾別・上高根・長泥・若宮・竹田地区		
乳児保育	可(生後8週間を経過した子ども)		

○富野こども園 運営：(福)みちのく会

所在地	富野字千歳 189-1	電話番号	57-2428
定員	50人(予定)	開所時間	午前7時～午後7時
バス送迎	豊島・芦野・田茂木・下豊岡・福浦地区		
乳児保育	可(生後8週間を経過した子ども)		

○薄市こども園 運営：(福)みちのく会

所在地	薄市字飛石田野沢 187-4	電話番号	58-2332
定員	35人	開所時間	午前7時～午後7時
バス送迎	今泉・薄市・下高根地区		
乳児保育	可(生後8週間を経過した子ども)		

○こども保育園 運営：(福)みちのく会

所在地	小泊字砂山 1142	電話番号	64-2241
定員	19人	開所時間	午前7時～午後7時
バス送迎	なし		
乳児保育	可(生後8週間を経過した子ども)		

施設の見学やバス送迎など各種サービスについては、直接施設にお問い合わせください。

ご不明な点などがありましたら、
お問い合わせください。



○ 申請書類など申込みに関する問い合わせ先、各種様式ダウンロード

中泊町福祉課福祉係 0173-57-2111 (平日 8:15～17:00)

メール：fukushi01@town.nakadomari.lg.jp

<https://www.town.nakadomari.lg.jp>

※右の QR コードからこども園のページへアクセスできます。



5. もっと詳しく知りたい方へ

(1). 幼児教育・保育の無償化について

令和元(2019)年10月から国の制度改正により幼児教育・保育の無償化がスタートし、教育認定(1号認定)子ども、3歳クラス以上保育認定子ども(2号認定)、非課税世帯の0~2歳クラス保育認定子ども(2号認定)の保育料が無料になりました。その他、教育認定子どもの預かり保育の利用料や認可外保育施設等の利用料などが一定額まで無料となるなど、幼児教育・保育の負担軽減制度が拡充されています。

中泊町では新制度移行済幼稚園・認可保育所・認定こども園を利用するすべての子どもの保育料を平成27(2015)年4月から無料としています(中泊町から教育・保育認定を受けた子どもが対象)。0~2歳クラスの子どもの保育料無償化は、中泊町が独自に行っている事業です。

また、制度改正前の保育料には副食費が含まれていたため、町では教育認定及び3歳クラス以上保育認定子どもの副食費(給食のおかず代)も無料化の対象としています。

※主食費(給食のご飯代)は制度改正前から保育料に含まれていなかったため、対象外です。

○ 無償化制度の概要(町独自の無償化分も含む)

区分	教育認定子ども	保育認定子ども	認可外保育施設等	
利用料 (保育料)	新制度移行済幼稚園・認可保育所・認定こども園等を利用する子ども 無 料		3~5歳	月37,000円 まで無料
	新制度未移行幼稚園を利用する子ども 月額25,700円まで無料		0~2歳 (非課税世帯)	月42,000円 まで無料
預かり 保育 利用料	3~5歳クラス	月11,300円 まで無料		
	満3歳 (非課税世帯)	月16,300円 まで無料		

※認可外保育施設等とは、認可外保育施設や一時預かり事業等をさします。

※預かり保育や認可外保育施設等を利用するには、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼現況届」により市町村への申請が必要です。

※満3歳…3歳になった日から次の3月31日まで

(2). 保育を必要とする理由と認定期間について

下の表のとおり、保育を必要とする理由によって認定期間が異なります。

3号認定から2号認定への切り替えは自動的に行われるため、特に手続きはありません。

保育を必要とする理由	給付認定期間	
	3歳以上(2号認定)	3歳未満(3号認定)
就労	小学校就学前まで	3歳に達する日の前日まで
妊娠・出産	出産予定日の8週間前の日が属する月の初日から産後8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで 例:11/5が予定日 → 9/1から翌年1/31まで	
疾病・障害、介護・看護、災害復旧、育児休業、就学・職業訓練、その他	状況に応じて必要な期間	
就職活動(求職)	90日	

フリーランスのライター、デザイナー、プログラマーなども就労として認められる場合がありますので、役場福祉課へご相談ください。